（事前着手承認申請様式）

平成　　 年 月 日

津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業事務局長　殿

申請者 住所

　　 氏名 　法人の名称

　　及び代表者の役職・氏名 印

　津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業について、以下のとおり早期に着工する必要があるため、事前着手の承認を求めます。

１．交付決定前に発注・購入・契約等を行わなければ企業立地の機会が失われる、多大な損失が発生する等、交付決定前の着工について、真にやむを得ないと判断される理由についての説明

（１）生産開始時期の説明（取引先との関係、自社要因、製品完成までの期間等）

以下の当てはまる選択肢にチェックを付けてください。（**次ページ２.に詳細を記入**）

・取引先からの要請　 ［　］増産

［　］納期短縮

［　］コストダウン

［　］変種変量生産

・その他 ［　］（具体的に：　　　　　　　　　　　　　　　）

（２）工事等にかかる期間の説明（**次ページ２.に詳細を記入**）

約（　）年（　）か月

（３）着工・完工が遅れた場合に生じ得る影響（**次ページ２.に詳細を記入**）

以下の当てはまる選択肢にチェックを付けてください。

［　］予定している用地取得が困難になる

［　］取引先が本件については他社との契約に切り替える

［　］信用力が低下して契約が取れなくなる

［　］取引先をそもそも喪失する

［　］新商品投入が遅れて新市場のシェア獲得が困難になる

［　］震災復興計画や防災計画等へ悪影響を与える

［　］その他（具体的に：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　　という状況が生じるため、（　　　）億円程度（予想年間売上高比率約（　）％程度）の多大な損失が発生しうる。

**※次ページに２．が続きますので、上記の内容についての詳細をご記入下さい。**

２．上記について、詳細な説明を書いてください。チェックした選択肢ごとに、客観的・定量的に説明をしてください。

（１）生産開始時期の説明（取引先との関係、自社要因、製品完成までの期間等）

（２）工事等にかかる期間の説明（最低限必要な期間の合理的な根拠等）

（３）着工・完工が遅れた場合に生じ得る影響

（注１）本様式のほかに、申請書の提出が必要です。

（注２）本様式のほかに、生産計画の提出が必要です。

（注３）本様式のほかに、工事等の計画の提出が必要です。

（注４）２．の説明では、必要な工期について、合理的な根拠を必ず説明してください。

（注５）２．の説明では、完工後、設備等の稼働開始、製品の完成・納入までに必要な期間について、合理的な根拠を必ず説明してください。

（注６）２．の説明では、損失が多大であることについて、合理的な根拠を必ず説明してください。

（注７）上記の説明にあたり、根拠資料は必ず添付して下さい。

※根拠資料例（取引先からの要請がある場合）

⇒取引先の対外発表資料、新聞記事、取引先からの要請資料、打ち合わせ資料等

（注８）記載にあたりページが増えても問題ありません。

（生産計画の例）　※交付決定前に着手する必要があることが分かることが必要です。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | ●月 | ●月 | ●月 | ●月 | ●月 | ●月 | … |
| ○○型△△ | 投資着手  （発注） | 用地取得、建屋新設、設備設置  （▲ヶ月間必要） | | | ５個  完工 | ５個 | … |

●●社（納入先から○○型△△を１０個納入するよう要請あり。）

※用地取得、建屋新設、設備設置には、～のため、最低でも▲ヶ月間必要。

**（作成時にこのテキストボックスは削除してください）**

**重要な留意点**

※本申請により、交付決定前の事業の着手が承認された場合であっても、補助金の採択を約束するものではありません。また、承認前に着手した案件についてはいかなる理由があろうとも補助対象経費として認められませんので、ご注意ください。

※本来、事業着手の時期は、交付決定日以降が大原則であることから、事前着手に係る審査は厳格に行い、事前着手の必要性が不十分と判断した場合には、事前着手は一切認められませんので、ご承知願います。

※事業着手が承認されたとしても、採択されれば他の事業者と同様に交付申請を速やかに提出頂かなければなりません。

※事前に発注する場合の手続きは、３者見積やほか証憑についても交付申請時と同じルール、規程が適用されるため、不明な場合は発注前に事務局にお問い合わせ下さい。

**※事前着手のための承認申請書の提出を検討される場合は、確認事項がありますので、あらかじめ事務局までご連絡ください。**

**※事前着手の理由が不十分と判断される場合は、申請の取下げをお願いすることになります。**